

突出看板等の実態調査を実施 安全な道づくりにご協力を

皆さんの共有財産である区道の公平な使用および適正な利用を図るため、区が委託した調査員による、区道上の突出看板等の実態調査を行います。実態調査では、調査員が道路にある突出看板等の面積や表示内容の確認、計測や写真撮影などを行います。



調査員は身分証明書を携帯

また広告主を確認するため、調査員が看板のことについてお問い合わせすることもあります。正確な調査ができるようご協力をお願いいたします。

【調査期間】
8月～11月

【調査予定区域】
臨海部地域

飲食店での創業を 考えている方へ

「創業支援セミナー」受講生募集 9/7(土)・8(土)

「創業に必要な手続きは？」
「創業資金は？」「物件選びのポイント」など、創業にはさまざまな不安や課題があります。飲食店創業経験のある講師から創業の基礎やポイントを実践的に学びます。

【時】9月1日・8日(土曜全2回)午後1時半～5時半

【場】産業会館2階第1会議室
(東陽4-5-18)

【人】区内在住・在勤で、両日参加でき、創業を考えている方20人(抽選、8月20日(月)以降抽選結果を通知)費無料

【e】sangyou-k@city.koto.lg.jp
FAX(3647)8442

道路の占用許可を忘れずに

区道に突出して看板等を設置する場合は、設置基準を守った

うえで、道路占用申請を行い、区からの許可を受けることが必要です。お店や会社の看板は、小規模のものであれば占用料金が全額免除または一部免除になります。

○減免基準
【占用面積2㎡以下】
全額免除
【占用面積2㎡～5㎡以下】

「こうとう若者の女性しごとセンター」 U29プログラム後期コースへの参加者募集

区内の中小企業で正社員を目指すプログラムに参加する研修生を募集します。

1か月半程度のビジネス基礎等の研修を受講し、区内中小企業で1か月半程度の就業実習を行います。就職に向けたサポートを受けながら、実習先での正

2㎡分を免除
【占用面積5㎡を超える物】
免除なし
申請方法や設置基準は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【場】道路課道路占用係
☎(3647)9689
FAX(3647)8454

福祉のしごと相談・面接会 無資格・未経験者大歓迎！23法人が 出展予定

区内福祉施設の安定的な人材確保を目的として、高齢者および障害者福祉施設・事業所による相談・面接会を開催します。

【時】9月14日(金)午後1時～4時(受付は午後0時半～3時半)※午後1時から1時間程度福祉のしごと入門ガイダンスおよび出展法人のPR会を実施します。面接会開始はPR会終了後となります。

【場】江東区文化センター3階レクホール、第1～3研修室(東陽4-11-3)

【人】福祉の仕事を探している方・興味のある方費無料
【場】施設・事業所のPRと求人

【e】https://site.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/kiba.html
☎(3647)4331
FAX(3647)9247

人権週間に向けて

今年「世界人権宣言70周年」

世界人権宣言の採択

20世紀には二度の世界大戦が起き、特に第二次大戦中は特定の人種の迫害や大量虐殺等の人権侵害が横行しました。こうした経験への反省から、国連は1948(昭和23)年12月10日の総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたった「世界人権宣言」を採択しました。

宣言の内容

世界人権宣言は、すべての人々が持つ市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とします。これは、国際的に初めて基本的な人権尊重の原則を定めた画期的なもので、前文と30の条文からなります。宣言自体に法的拘束力はありませんが、世界各国の憲法や法律に取り入れられるなど、大きな影響力を持っています。

人権擁護委員制度70周年

世界人権宣言と同様、人権の大切さを広めるさまざまな啓発活動や人権相談を担う人権擁護委員制度が開始されました。人権擁護委員は民間の中であって、弱い立場にある人

の心に寄り添い、創意工夫を凝らして、地道な活動を積み重ねてきました。現在、全国で約14,000人、区では19の方が活躍しています。相談についての秘密は厳守します。いじめ、差別、虐待など、一人で悩まず、人権擁護委員にご相談ください。

【人権相談(予約制)】
【時】第2・4金曜の午後1時～4時【場】区役所2階区民相談コーナー【費】無料

【e】電話で人権推進課人権推進担当☎(3647)1164

差別のない社会に向けて

世界人権宣言70年目の現在も、世界では未だに戦争や紛争などにより尊い命が奪われ、人権が著しく侵害される事例が後を絶ちません。国内でも障害者、外国人、性的少数者などへの差別や偏見、インターネット上での悪質な書き込みやプライバシーの侵害などが発生しています。

「人類の英知」とも言われる世界人権宣言の理念を実現するために、他者の立場を考

える想像力と思いやりを持ち、一人ひとりの力で差別や偏見のない社会をつくりましょう。

【e】人権推進課人権推進担当☎(3647)1164
FAX(3647)9556